

議案第三号

杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、防犯カメラの設置及び利用に関し、基本原則及び必要な事項を定めることにより、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、区民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置（犯罪の予防を従たる目的として設置されるものを含む。）で、画像表示装置及び録画装置を備えるものをいう。
- 二 画像 防犯カメラにより記録された画像であつて、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(基本原則)

第三条 防犯カメラを設置し、又は利用するものは、区民等がその容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱い(以下「防犯カメラの設置等」という。)に関し、適正な措置を講ずるように努めるものとする。

(設置利用基準の届出)

第四条 次に掲げるものが、道路、公園その他規則で定める多数の者が来集する場所に防犯カメラを設置しようとする場合には、規則で定めるところにより、防犯対象区域その他の防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定め、これを区長に届け出なければならぬ。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

一 杉並区

二 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)に基づく振興組合及び振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)に基づく商店街協同組合

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体

四 その他規則で定めるもの

(防犯カメラ取扱者の義務等)

第五条 前条の規定による届出の義務のあるもの(以下「届出義務者」という。)で防犯

カメラを設置しようとするものは、その取り扱う防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるために、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら防犯カメラ管理責任者となる防犯対象区域については、この限りでない。

2 届出義務者で防犯カメラを設置したものは、規則で定めるところにより、防犯対象区域ごとに、その見やすい場所に、防犯カメラ管理責任者の氏名、防犯カメラを設置している旨その他規則で定める事項を表示しなければならない。

第六条 届出義務者で防犯カメラを設置したものと及び防犯カメラ管理責任者（以下「防犯カメラ取扱者」という。）は、画像（当該防犯カメラにより記録されたものに限る。以下同じ。）から知り得た区民等の情報を他に漏らしてはならない。防犯カメラ取扱者でなくなつた後においても同様とする。

2 防犯カメラ取扱者は、次に掲げる場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 一 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合
- 二 法令に定めがある場合
- 三 区民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

3 防犯カメラ取扱者は、画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

4 防犯カメラ取扱者は、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 防犯カメラ取扱者は、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

6 防犯カメラ取扱者は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（報告の徴収等）

第七条 区長は、必要があると認めるときは、防犯カメラ取扱者に対し、その取り扱う防犯カメラの設置等について報告を求めることができる。

2 区長は、前項の報告により、第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項、第二項、第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該防犯カメラ取扱者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（苦情の申立て）

第八条 区民等は、防犯カメラの設置等について、区長に対し、苦情を申し立てることができる。

2 区長は、前項の規定により苦情の申立てを受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

3 区長は、第一項の苦情の処理について必要があると認めるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

（公表）

第九条 区長は、第七条第二項の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。ただし、勧告を行ういとまがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、勧告を行わないでその旨を公表することができる。

2 区長は、毎年一回以上、第四条の規定による届出の状況、前条第一項の苦情の処理状況その他規則で定める事項を公表しなければならない。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例の施行の際現に道路、公園その他規則で定める多数の者が来集する場所に防犯カメラを設置しているもので、第四条各号のいずれかに該当するものは、施行日から起算して一月以内に、規則で定めるところにより、当該防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定め、これを区長に届け出なければならぬ。この場合において、当該届出は、同条の規定によりされた届出とみなす。

3 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和六十一年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「、」に改め、「住民基本台帳事務」の下に「並びに杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成十六年杉並区条例第 号。以下「防犯カメ

ラ条例」という。）に基づく防犯カメラの設置等に関する事務」を加える。

第二条第一項中「及び住基条例」を「、住基条例及び防犯カメラ条例」に改め、同項第一号中「及び住民基本台帳事務」を「、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務」に改め、同条第二項中「及び電子計算組織」を「、防犯カメラの設置等に関する事務及び電子計算組織」に改める。

（提案理由）

防犯カメラの設置及び利用に関する基本原則等を定める必要がある。

杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例

附則第三項による改正（杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（設置）

第一条 杉並区情報公開条例（昭和六十一年杉並区条例第三十八号）に基づく情報公開制度、杉並区個人情報保護条例（昭和六十一年杉並区条例第三十九号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度、杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護の保護に関する条例（平成十三年杉並区条例第四十四号。以下「住基条例」という。）に基づく住民基本台帳事務並びに杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成十六年杉並区条例第 号。以下「防犯カメラ条例」という。）に基づく防犯カメラの設置等に関する事務の適正かつ

（設置）

第一条 杉並区情報公開条例（昭和六十一年杉並区条例第三十八号）に基づく情報公開制度、杉並区個人情報保護条例（昭和六十一年杉並区条例第三十九号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度及び杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護の保護に関する条例（平成十三年杉並区条例第四十四号。以下「住基条例」という。）に基づく住民基本台帳事務の適正かつ

円滑な運営を推進するため、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第二条 審議会は、個人情報保護条例、住基条例及び防犯カメラ条例の規定により区長がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

一 情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用に関する重要事項

二 略

2 審議会は、情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務、防犯カメラの設置等に関する事務及び電子計算組織の運用に関する重要事項について、区長に建議することができる。

円滑な運営を推進するため、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第二条 審議会は、個人情報保護条例及び住基条例の規定により区長がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

一 情報公開制度、個人情報保護制度及び住民基本台帳事務の運用に関する重要事項

二 略

2 審議会は、情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び電子計算組織の運用に関する重要事項について、区長に建議することができる。